

契 約 書

愛知県競馬組合（以下〔甲〕という。）と（以下〔乙〕という。）
とは、甲の所有する行政財産（土地または建物）の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、乙に対して、その所有する次に掲げる物件（以下〔物件〕という。）を貸付け、乙はこれに対して賃貸料を支払うものとする。

（1）所在地 弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合（名古屋競馬場）

（2）貸付場所の明細
・ スタンド棟3階の一部 1.0 m²

（使用目的）

第2条 乙は、物件を飲料の自動販売機の設置の用に使用するものとする。なお、設置に関しては別添仕様書によるものとする。

（賃貸期間）

第3条 物件の賃貸期間は、令和7年3月15日から令和12年3月14日までとし、貸付契約の更新は認めないものとする。〔借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約〕

（賃貸料及び支払方法）

第4条 物件の賃貸料（以下〔賃貸料〕という。）は、貸付物件に設置の自動販売機の売上金額に100分の を乗じて得た金額とする。ただし、この金額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

- 2 甲は、甲が立会いのもと乙が行う毎月末の売上集計に伴って、提出する売上金報告書に基づき、前項により算出した額を乙に請求する。
- 3 乙は賃貸料請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。
- 4 乙は前項による支払いを遅延したときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（経費の負担）

第5条 自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとする。

- （1） 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて乙の負担とし、その方法については甲の指示によるものとする。
- （2） 電気使用料については乙の負担とし、乙において、適正な規格品である計量機器（子メーター）を設置し、乙はそれによる実費を甲が指定する期限までに全額納入するものとする。また、乙は消費電力量について、毎月の自動販売機の売上金報告書に記載のうえ報告するものとする。

- (3) 自動販売機の設置または撤去に関し、電気工事等が必要となる場合の工事の実施及びその経費は、乙の負担とする。
- (4) 契約の期間内に自動販売機の増設及び改造、その他原状を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、乙の負担をもってこれを行うものとする。

(物件の管理責任等)

第6条 物件の管理は乙が善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の承認を受けずに物件を第三者に転貸または譲渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の解除)

第8条 甲または乙が、契約を期間中に解除しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、乙がこの契約事項に違反したときは、催告しないでこの契約を解除できる。

3 前項により契約を解除した場合は、乙は自動販売機及び残存消耗品を速やかに撤去し、原状回復をしなければならない。この場合、甲は一切の損害賠償の責を負わない。

(紛争の解決)

第9条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議し紛争の解決をはかるものとする。

(雑則)

第10条 この契約書及び愛知県競馬組合財務規則に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 愛知県弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合
管理者 愛知県知事 大村秀章

乙

仕 様 書

(1) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ア 別表 1 [貸付物件一覧]で示す外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
- イ 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。また、キャッシュレス対応も可とする。
- ウ 省電力やノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮したものであること。
- エ 利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインの機械の積極的な導入に努めること。

(2) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については組合と協議の上行うこと。
- イ 販売品目及び販売価格については、別表 1[貸付物件一覧]によるものとし、酒類の販売は認めない。なお、商品の具体的な構成については、組合と協議すること。
- ウ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格より安くすること。
- エ 容器に関しては、ペットボトルのみとする。

(3) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守すること。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状を回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することはできません。